

感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置（案）

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所別にする、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（PAZ）＞

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

| | | 避難元 | 避難等の実施 | 避難先 | |
|--------------|---|--|--|--|--------------------------------|
| 施設敷地緊急事態要避難者 | 感染者（重症者） | | | 感染症指定医療機関等で治療 | 手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底 |
| | 避難の実施により健康リスクが高まる者 | 放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。 | ➢ それ以外の者とは、別々の車両で避難。 | ➢ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。 | |
| | それ以外の者 | 放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ 感染者（軽症者等）とは別の施設で屋内退避。 | ➢ 感染者（軽症者等）とは、別々の車両で避難。 | ➢ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。 | |
| | 感染者（軽症者等）※2 | バス避難者等の一時集合場所等 ➢ 密集を避け、極力分散して集合。 (例) ・一時集合場所等の場所を分ける。 ・集合時間帯を分ける。 ・一時集合場所等の中で別れて集合する。 ・手続きの簡素化等を行い、一時集合場所等にいる時間を短くする。 | 避難車両 ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。 | 避難所等 ➢ 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。 | |
| それ以外の者 | ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。 | | | | ➢ 避難先施設では、密集を避ける。 |
| 一般住民 | 感染者（軽症者等） | ➢ 指定避難所等で避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して退避。 (例) ・避難施設の場所を分ける。 ・施設内の別部屋に分かれて集合する。 | ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクの着用、座席を十分離して着席する。 ・施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民の感染者（軽症者等）同士、又は施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民のそれ以外の者同士で、SEの段階で避難する。 | ➢ 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。 | |
| | ※2 入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者 | | | | 【GE】避難等開始 |
| | それ以外の者 | | | | |

【SE】避難等開始

自宅等で避難準備

【GE】避難等開始

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置（案）

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所別に、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。
- また、自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）＞

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

